

道徳教育の歴史的考察（2） — 「道徳の時間」の特設から「特別の教科道徳」の成立へ—

豊泉 清浩*

A Study of the History of Moral Education (2) : From the Establishment of “the Class of Moral Education” to the Establishment of “the Special Subject, Moral Education”

Seikou TOYOIZUMI

要旨 本稿では、わが国の戦後の道徳教育の歴史について概観する。わが国の戦後の道徳教育は、戦前の修身科を廃止し、新設された社会科を中心に、学校の教育活動全体を通じて行う「全面主義」として出発した。その後さまざまな経緯と議論を経て、「道徳」の時間が特設された。「道徳」の時間が特設された当初、反対運動があり、授業をどのように展開するか戸惑いもあったが、次第に教師はさまざまな取り組みを試み、指導理論も研究されていく。そして、学習指導要領における「道徳」の時間の変遷について見ていく。

「道徳」の時間の特設から、60年ぶりに「特別の教科道徳」が設置されることになった。そこで「道徳科」の基本方針について考察する。「道徳科」が実施される時期になり、改めてわが国の道徳教育の歴史について考察し、学校における道徳教育の意義について検討するのが、本稿の目的である。

キーワード：道徳教育 道徳の時間 特別の教科道徳 道徳科

はじめに

前稿では、わが国の道徳教育の歴史を、明治期の修身科の成立から第二次世界大戦が終結するまでの期間について考察した。本稿では、わが国の戦後の道徳教育の歴史について概観する。

戦後の道徳教育は、修身科を廃止し、新設された社会科が道徳教育の役割をも担い、学校の教育活動全体を通じて行う方針となった。その後さまざまな経緯と議論を経て、「道徳」の時間が特設された。「道徳」の時間に対する理解や実践もさまざまあり、充実した授業を研究している実践も多く見られるが、その反面「道徳」の時間が十分

に実施されない状況も見られた。そこで、「道徳」の時間を「特別の教科道徳」とする方針が出された。「道徳科」が実施される時期になり、改めてわが国の道徳教育の歴史について考察し、学校における道徳教育の意義について検討するのが、本稿の目的である。

1. 新教育制度の制定

1945（昭和20）年8月15日、わが国はポツダム宣言を受諾し、終戦を迎えた。戦後、教育界にも激しい大きな変化が押し寄せた。昭和20年9月15日、文部省は、「新日本建設ノ教育方針」を発表した¹⁾。文部省は、世界平和と人類の福祉に貢献すべき新日本建設のため、戦争遂行の要請に基づ

* とよいずみ せいこう 文教大学教育学部教職課程

く教育施策を一掃して、文化国家、道義国家建設の根基となる文教施策を実行するよう努めるという方針を示した。同時に、教科書の根本的改訂が行なわれるまで、差し当たり戦時教材を省略削除すべきことを指示し、いわゆる「墨塗り教科書」が使用された。従来、戦争遂行のために教えた内容、すなわち肇国の精神を鼓吹した箇所や、愛国尊皇の献身を説いた文章や、戦争を論じた箇所を墨で黒く塗りつぶして使用することは、教師も児童も当惑する実態があった。

わが国に進駐してきた連合軍最高司令部(GHQ)は、昭和20年10月22日、「日本教育制度ニ対スル管理政策」を発表し、教育に関する占領政策の基本方針を明らかにした²⁾。12月15日には「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」を発表した。明治以来、政治、教育の支柱とされてきた国家神道はここで国家から分離され、あらゆる他の宗教と正確に同じ法的根拠の上に立たされた。総司令部は、さらに12月31日、「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」を発表した。また、昭和21年1月1日に出された詔書には、天皇の神格化を否定する章句があり、これは「天皇の人間宣言」といわれた³⁾。こうして、教育の新しい方針が示されてゆく中で、戦前の教育を推進した思想、教師、教科書等が次々と廃止、追放され、国家主義から民主主義への価値観の転換も、強力、迅速に進展していった。

昭和21年11月3日、日本国憲法が公布され、昭和22年5月3日に施行された。新憲法は、平和主義、国民主権、基本的人権の保障を基本的な理念とし、「天皇は、日本国の象徴」であることを明記した。憲法の精神に則り、昭和22年3月31日、教育基本法、学校教育法が制定され、戦後の新教育制度が発足した。

それに先立って、昭和21年3月、アメリカからJ・D・ストダートを団長とする27名の教育使節団が来日し、日本側の委員とともに視察を重ね、3月21日付で「第一次米国教育使節団報告書」を

作成し、最高司令官に提出した。報告書は、軍事占領と自由主義的な日本人指導者の協力と相まって、日本の戦争意志が打ち壊され、国家神道と武力的侵略の精神は、学校から根絶されつつあり、学科課程と教科書の改訂は、有害なものを教職の中から周到に取り除く仕事とともに、順調に進んでいると日本の状況を捉え、「日本の教育の目的及び内容」「国語の改革」「初等及び中等学校の教育行政」「教授法と教師養成教育」「成人教育」「高等教育」等について積極的に要望、勧告を行った⁴⁾。

わが国では、昭和21年8月10日、内閣に教育刷新委員会(昭和24年6月、教育刷新審議会と改称)を設置、安部能成(哲学者・前文部大臣)が委員長、南原繁(東京大学総長)が副委員長に就任した⁵⁾。委員会は、総司令部と連絡しながら教育制度改正に取り組み、教育基本法、学校教育法の制定に到ったが、「第一次米国教育使節団報告書」が新教育制度制定において重要な指針となったことは確かである。

文部省は、昭和21年10月8日、「勅語及詔書等の取扱について」を出した。それは、教育勅語をわが国教育の唯一の淵源とする従来の考え方をやめ、教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等に求める態度を採るべきこと、式日等において今後は教育勅語を奉読しないこと、勅語及び詔書の謄本等は今後も引き続き学校において保管すべきであるが、これを神格化する取扱をしないことという方針を明らかにした⁶⁾。

昭和21年6月29日に地理科の再開が、同年10月12日には日本歴史の再開が総司令部から許可されたが、修身科の再開は許可されなかった。「第一次米国教育使節団報告書」は、民主主義的倫理が学校で教えられるべきだとしている⁷⁾。

他方、総司令部が修身科の授業停止を命令する前に、文部省内では新しい道徳教育を公民教育として捉え、実施しようとする動きが始まっていた。昭和20年11月1日に設置された公民教育刷新委員会(委員の中には東京大学教授大河内一男、

田中二郎，和辻哲郎，戸田貞三らがいた）は同年12月22日に答申を出し，わが国の公民教育がこれまで，上層からの指導のみが重んじられて各人の自発性を重んずべき公共生活上必要な性格陶冶が軽視されてきたことを指摘するとともに，「修身」と公民的知識とを一本化した「公民科」を学校教育の中に新設すべきだと主張した⁸⁾。

昭和21年5月7日，文部省は公民教育実施に関する通牒を出し，「公民科教育案」を示した⁹⁾。「公民教育の精神」については，従来修身科が個人の道義心の問題を内心の問題として担当し，公民科が社会における個人の在り方の問題を社会の機構や作用の面から取扱ってきた。新公民科は人間の社会における「在り方」という行為的な形態においてこの両者を一本に統合しようとする。「公民科」という新しい道徳教育の構想はこの後へ継続されてゆく。

2. 社会科の新設から「道徳」の時間の特設へ

新制度の下で，『学習指導要領』が作成され，教育内容や指導方法が示されることになった。「学習指導要領」とは，アメリカのCourse of Studyの訳語である。これまで国家が教育内容を決め，教師の創意や工夫の力を失わせてしまった反省に立ち，児童生徒の要求と社会の要求に応じて生まれた教育課程を教師自身が自分で研究していく手引きとして作成された¹⁰⁾。

最初の『学習指導要領一般編』（昭和22年3月発行）は，新設の教科「社会科」について，「今日のわが国民の生活から見て，社会生活についての良識と性格とを養う」ために，「これまでの修身・公民・地理・歴史などの教科の内容を融合して，一体として」学ぶべき教科，と規定している¹¹⁾。公民科も修身科も独立の教科としては設置されなかったが，公民教育＝道徳教育という構想は新制度下の社会科に受け継がれてきている，と考えてよい。社会科は知的で民主的な社会人を育てる教科，新しい道徳教育を担当する教科として大きな期待を寄せられることになった。

昭和25年8月に来日した第二次米国教育使節団は，9月22日付の報告書の中で「道徳および精神教育」に言及している。その中で，「道徳教育は，全教育課程を通じて，力説されなければならない」と述べている¹²⁾。ここから道徳教育は学校教育全体で行うべきだという，いわゆる全面主義道徳教育が始まる。

昭和25年12月，文部大臣天野貞祐（哲学者・元第一高等学校長）は，教育課程審議会に対し，道徳教育振興について諮問した。審議会は翌26年1月4日答申を出し，道徳教育は学校全体の責任であること，道徳の時間の特設は望ましくないこと，それより社会科その他について現在の教育課程を再検討し，児童，生徒が自ら考え，実践しつつ道徳を体得してゆくようなやり方を考えるべきであること，文部省が道徳教育の手引書を作成すること，等を要望した¹³⁾。答申に沿って，文部省は道徳の時間を特設せず，「道徳教育のための手引書要綱」（26年4月，5月）を作成した。「手引書」は，道徳教育は，学校の全面において行うのが適当としている。

昭和26年7月10日，『学習指導要領一般編』，『小学校学習指導要領社会科編』が改訂された。全面主義道徳教育を堅持する方針は変わっていないが，「社会科編」では，社会科が担うべき道徳教育の役割を強調している¹⁴⁾。

他方，天野文部大臣は，個人の立場で『国民実践要領』を執筆し，26年11月に出版した。天野はこの書で，個人，家，社会，国家のそれぞれに関する徳目を挙げ，新しい道徳のあり方を説いた。

1951（昭和26）年9月8日，わが国と連合国との講和条約が成立した。前年6月に朝鮮戦争が勃発し，南北朝鮮の争いと関連して，米ソの対立が激しくなり，わが国をアジアにおける自由主義陣営の国家とするため，軍事占領を解除して独立させる，という連合国側の政策によると見られる¹⁵⁾。講和条約は，27年4月28日に発効となり，軍事占領から脱して，わが国は自主性を回復した。

昭和30年に改訂された『小学校学習指導要領社

会科編』では、社会科の道德教育に関する「特別な地位」を認めながら、道德性の育成はすべての教科の学習、またその他の学校生活のあらゆる機会、あらゆる場面において留意されなければならないという、全面主義道德教育の方針をとっていた¹⁶⁾。また、道德教育を生活指導と結びつける理論と実践もあった。

昭和31年3月13日、文部大臣清瀬一郎は、教育課程審議会に対し、教育課程の改正、特に道德教育のあり方について諮問した。昭和32年11月9日、審議会（会長日高第四郎）は、道德教育の徹底強化を図るため、「道德の時間」を特設すべきであるという中間報告を行い、12月14日に「道德教育の基本方針」を発表し、翌昭和33年3月15日、文部大臣松永東に道德教育を含む教育課程全般の改善について正式に答申を提出した¹⁷⁾。続いて3月18日、文部事務次官通達「小学校・中学校における「道德」の実施要領について」が発表された。これは、「道德」特設の趣旨、目標、指導内容、指導方法、指導計画の作成等について大綱を示したものである。こうして、1958（昭和33）年4月に、小学校・中学校の教育課程の中に「道德」の時間が設けられ、授業が開始された。

「道德」の時間の趣旨は、他の教育活動における道德指導と密接な関連を保ちながら、これを補充し、深化し、または統合して、児童生徒に望ましい道德的習慣・心情・判断力を養い、社会における個人のあり方についての自覚を主体的に深め、道德的実践力の向上を図るというものである¹⁸⁾。「道德」の時間における指導は、学級担任が行なうことになった。

昭和33年8月28日、学校教育法施行規則が一部改正された。そして授業時数は、小学校1年は年間34時間、2年以上は35時間以上（週当たり平均1時間）、中学校は各学年とも年間35時間以上（週当たり平均1時間）と決まった。

「道德」の特設は33年度から、と次官通達ですでに決まっていたが、それは厳密な意味で法的拘束力は持たなかった。しかし法改正により、「道

徳」は小学校、中学校において、教科ではないが、教科、特別教育活動、学校行事と並ぶ一領域として正式に教育課程の中に位置づけられ、9月から授業すべきものとして義務づけられた¹⁹⁾。

法改正と同じ8月28日、文部省から小学校、中学校の『学習指導要領道德編』が出された。「道德」の時間の目標、内容、指導計画作成および指導上の留意事項について明らかにされたもので、基本的には「『道德』実施要領」を受け継いだものである²⁰⁾。9月には小学校、中学校の『道德指導書』が出され、「道德」の時間設置の趣旨、道德教育の意義、指導法、評価などが詳しく解説された。

道德教育を学校教育全体で行うという基本方針は従来と変わらないが、従来不十分であった道德教育を計画的に行うこと、道德性の内面化を図ることに特に留意し、道德教育の徹底を図るために「道德」の時間が特設された²¹⁾。戦後の道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行う「全面主義」の方針を堅持していたが、「道德」の時間が特設された以後は、「全面・特設主義」の方針に転換したともいうことができる²²⁾。

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育、および「道德」の時間の指導目標は『小学校学習指導要領道德編』に、次のように示されている²³⁾。

人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭・学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。

以上の目標を達成するため、道德の時間においては、次の具体的な目標のもとに指導を行う。

1. 日常生活の基本的な行動様式を理解し、これを身につけるように導く。
2. 道德的心情を高め、正邪善悪を判断する能力を養うように導く。
3. 個性の伸長を助け、創造的な生活態度を確立するように導く。

4. 民主的な国家、社会の成員として必要な道徳的態度と実践的意欲を高めるように導く。

指導すべき内容としては、主として「日常生活の基本的行動様式」に関する内容、主として「道徳的心情、道徳的判断」に関する内容、主として「個性の伸長、創造的な生活態度」に関する内容、主として「国家・社会の成員としての道徳的態度と実践的意欲」に関する内容、という4つの領域に、36項目が掲げられている²⁴⁾。

新設の「道徳」の時間には教科書はなく、『学習指導要領』に示された目標や内容を教室における授業にまで進める過程はすべて教師に委ねられた形であった。一般の教科とは異なる評価を行うべきだとされ、特に道徳の評価が態度や行動についてなされる場合には「行動の記録」と一体として評価するのが適切だといわれている²⁵⁾。「道徳」の時間を特設するに際して、日教組が反対声明を出し、教師たちがストをして授業を放棄するなど非常に激しい反対があった。しかし、教師は戸惑いながらも、徐々に「道徳」の時間でさまざまな取り組みを試み、指導理論も盛んに世に出されるようになった。

文部省の諮問を受けて、教育課程審議会が答申「学校における道徳教育の充実方策について」を出したのは、1963（昭和38）年7月11日であった。この答申に基づき、文部省は昭和39年、40年、41年にかけて、小学校、中学校の学年別『道徳の指導資料』を第1集から第3集まで刊行し、各学校に教師用として配布した。資料集は種々の指導案、資料を掲載し、各指導案毎に古今東西にわたる文学作品、伝記、作文等の読み物資料を収録し、教師の利用に備えていた²⁶⁾。

昭和41年10月31日、中央教育審議会から「期待される人間像」が公表された²⁷⁾。

3. 上田薫による戦後道徳教育の回顧と理念

戦後、文部省において社会科の創設にかかわった上田薫の見解を見ることにする。上田は、公民教育刷新委員会の答申が21年に入って編集される

ことになる公民教師用書に大きな影響を与えたこと、占領軍すなわちCIE（民間情報教育局）とまったくかわりなく作られたものであったことに注目している²⁸⁾。また、この答申より公民教師用書への展開に対しては、21年4月に発表された第一次米国教育使節団報告書もそれほどかわりをもっていないと見られると指摘している²⁹⁾。

上田によれば、公民教師用書作成の仕事は、敗戦前にすでに文部省にあり、戦後は公民教育刷新委員会の推進者であった勝田守一が、中等学校・青年学校用を担当し、新たに文部省に入った教育心理学者青木誠四郎が国民学校用を担当した³⁰⁾。そして国民学校用が刊行されたのは、21年10月5日、中等学校・青年学校用は遅れて10月22日に刊行された。その「第三章生徒の活動」はさらに遅れてできあがったが、陽の目を見ず、その内容の一部は学習指導要領社会科篇に取り込まれた。上田は次のようにいう。「そしてそのとき公民教師用書の考え方は、新しい道徳教育の基本を示すだけでなく、歴史と地理を統合する社会科そのものの思想をも先取していたといつてよいのである。それはかの答申が指摘した「知識と道徳の結合」の精神の具体化でもあった。」³¹⁾ また上田は、「くり返しいうが、戦後の道徳教育改革の基本線は、さきの答申にもとづいた公民教師用書の考え方にある」³²⁾と強調する。

上田は、社会科を中核とする道徳教育は、かつての修身科の教育に比べれば、著しく知的な感を与えると考えている。「社会科における知性は、子ども自身が自分を生活的場での切実な問題にむけることによって発揮されるものであった。すなわち問題解決的な知性とでもいふべきものであった。」³³⁾

昭和25年10月初め、吉田首相は、講和への自立の姿勢の必要を説いて、文教政策としても強固な愛国心の再興を求めた。天野文相は、11月初め都道府県教育長協議会の席上、道徳教科の必要を示唆した。文相の発言の趣旨は、修身科を復活することにあるのではなく、修身科の弊と社会科の意

義を認めた上で、道德教育の教科の必要性を説いたものであるが、国旗や国歌の強調などから、一般に修身科復活の発言と受け取られた。文相の提案は、直ちに教育課程審議会において審議され、翌昭和26年1月4日に道德教育振興に関する答申がなされたが、道德教科への提案は、審議会によって端的に否定された。

昭和26年に文部省が出した「道德教育のための手引書要綱」は、総説および小学校の分が4月25日に、中学校・高等学校の分が5月29日に出ている。この要綱の立場は、新教育における道德教育を再確認したものにほかならず、道德教育は、学校教育の全面において行なうという全面主義の立場が適当であると指摘している。上田は、「わたくしはむしろ公民教育刷新委員会にはじまった新教育の道德教育は、手引書要綱と26年版社会科学習指導要領をもって終着駅に着いたと考える」³⁴⁾と述べている。上田は、ここで道德教育は明らかに反改革の時代に入ると指摘する。

1952（昭和27）年12月、岡野文相は教育課程審議会に対して、社会科改善に関する諮問をし、昭和28年8月7日に答申を行ない、ほぼ新教育の基本線を支持することを明らかにし、社会科解体への意図をくじいた。

文部省は、1957（昭和32）年11月15日「道德教育基本要綱」を公表して、特設時間をつくることを決定した。文部省は、翌33年3月教育課程審議会の答申を受けると、直ちに昭和33年3月18日「小・中学校における「道德」の実施要領について」という通達を出し、内容と方法の詳細を示した。それはそのまま33年版学習指導要領の中身につながるものである。

上田によれば、「皮肉なことだが、道德教育は専門の特設時間をつくることによって、かえってかすんでしまったともいえるのである。」³⁵⁾そして上田は次のように述べている。「しかし社会科を号して文部省批判の立場を明らかにしてきたものは、33年「道德」の時間の誕生に際し、それを攻撃して結成された社会科の初志をつらぬく会た

だ一つであった。教育科学研究会も日本生活教育連盟も反文部省の立場ははっきりしていながら、道德教育や社会科を集中的に批判するという点ではなぜか焦点を結ばせにくかった。」³⁶⁾

上田は、戦後日本の民主主義社会はその本来もつべき多元的価値観になじまず、そのために価値多元による新教育の道德教育を苦境におとしこむ結果を生んだと指摘する³⁷⁾。上田は、新教育の道德教育がまず第一に打破しようとしたのが徳目主義であり、徳目主義こそ価値一元の立場の道德の特質であるとする。

上田も指摘するように、「道德」が特設される前後までは、世界は米ソ二大陣営にはっきり分けることが可能であった。つまり米ソ冷戦体制の時代であった。上田は、「愛国心養成への焦慮は、その一方の陣営に肩入れするためであったことは明らかである」³⁸⁾という。そして、「文部省社会科は無国籍的であると激しく批判したのは、革新の側の人たちであった」³⁹⁾と回顧する。上田は、その理由として、当時、植民地独立の気運が高まり、そのことから反体制の愛国心の重要性が強調されたためと考える。上田は、こうした状況において、「しかしほぼ同時に左右両翼から愛国心についての批判攻撃を受けたことは、たまたま文部省にあって社会科の責任者のひとりであった筆者には忘れがたい記憶である」⁴⁰⁾と述懐する。それとともに、「しかしもし道德教科が社会主義的な考え方を教えるものであったとするならば、その人たちはやはり反対したかどうか。今にしてそれをききただすことができぬのは残念というほかはない」⁴¹⁾という無念さを吐露している。

上田は、革新の側による社会科に対する無国籍批判は、明らかに価値一元的あり、保守的立場の愛国心要求と同じ次元にあると指摘する⁴²⁾。上田は、保守の立場だけでなく、革新の立場にも批判の目を向ける。「もともと科学は価値多元に成立するものであるとすれば、いかに科学的と呼称しようとも、新教育と平和憲法を当時批判した革新の立場は、一元的であったといわなければならない

いであろう。かくして愛国心の強調は、保守にせよ革新にせよ、ひとしく一元的価値観にもとづいている。」⁴³⁾ 上田は、今日の世界は、国外国内ともに価値多元的であるが、愛国心の強調の背後には、明らかに政治が介在したと考える。そして上田は、民主主義に基づく新教育の立場を尊重し、次のように述べている。「今こそわたくしたちは、かつての新教育の立場に立ち帰らねばならぬ。そこに復帰し、補完せねばならぬ。それを反改革に対する再改革とよぶならば、その再改革の徹底こそ、現在の緊要なる歴史的課題だというべきである」⁴⁴⁾ と。

4. 学習指導要領と「道徳」の時間

1965（昭和40）年6月、文部省は教育課程審議会に対し、「小学校・中学校の教育課程の改善について」諮問し、その答申に基づいて、43年に小学校の、44年に中学校の『学習指導要領』の改訂を行った。今回の改訂で、小学校、中学校における特別教育活動、学校行事は「特別活動」に一本化された⁴⁵⁾。

小学校では、道徳教育の目標に、「その基盤としての道徳性を養うこと」を加えた。「道徳」の時間の目標は、「道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通して、これを補充し、深化し、統合して、児童の道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度と実践意欲の向上を図る」ことが明記された。内容は、4つの柱を削除し、内容項目も一部を整理・統合して32項目に精選した。

中学校では、道徳教育の目標が、「進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこと」に改められた。「道徳」の時間の目標は、「道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通して、これを補充

し、深化し、統合して、人間性についての理解を深めるとともに、道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度における自律性の確立と実践意欲の向上を図る」ことが明記された。内容は、三つの柱を削除し、内容項目の精選と再構成を行い、13項目に改められた。

1977（昭和52）年7月、小学校、中学校の『学習指導要領』が改訂された。小学校では、道徳教育の目標に、新たに「教師と児童及び児童相互の人間関係を深める」こと、「家庭や地域社会との連携を図りながら」、「道徳的実践の指導を徹底する」ことが加えられた。「道徳」の時間の目標に、「道徳的実践力を育成する」ことが明記された。内容は、従前の32項目が整理・統合されて28項目となった。中学校でも、道徳教育の目標として、「道徳的実践の指導」が重視され、「道徳」の時間の目標に、「人間の生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成する」ことが加えられた。内容も、従来の13項目を基本にしながら、新たに16項目に再構成された。

1989（平成元）年3月に、小学校・中学校の学習指導要領が改訂された。社会の変化に自ら対応できる心豊かな、たくましく生きる人間の育成を図ることを目標としている。小学校第1学年及び第2学年の社会及び理科を廃止し、生活科を新設した。道徳教育の充実も重視された。小・中学校とも内容項目が4つの視点で整理され、「1主として自分自身に関すること」、「2主として他の人とのかかわりに関すること」、「3主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」、「4主として集団や社会とのかかわりに関すること」が登場した。この時、小学校は、低学年、中学年、高学年が区別されるようになり、低学年14項目、中学年18項目、高学年22項目、そして中学校22項目が掲げられている。

1998（平成10）年12月に、小学校・中学校の学習指導要領が改訂された。ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の

育成を目標とし、「総合的な学習の時間」を新設した。

学校の教育活動全体で行う道徳教育の趣旨を明確にし、それを充実する観点から、道徳教育の目標が「総則」に掲げられた。また、従来の趣旨に加えて、「豊かな心」と「未来を拓く」を新たに加えた。「第3章道徳」の「目標」では、「道徳的な心情や判断力、実践意欲と態度」の記述を道徳教育の全体目標の部分に移行させるとともに、道徳の時間の特質を一層明確にするため、「道徳的価値」の自覚を深めることを加えた。内容項目については、4つの視点はそのままで、小学校は低学年15項目、中学年18項目、高学年22項目となっている。中学校は23項目に再構成された。

2008（平成20）年3月に、小学校・中学校の学習指導要領が改訂された。学習指導要領が改訂された際の「基本的な考え方」として、(1)改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂、(2)「生きる力」という理念の共有、(3)基礎的・基本的な知識・技能の習得、(4)思考力・判断力・表現力等の育成、(5)確かな学力を確立するために必要な授業時間数の確保、(6)学習意欲の向上や学習習慣の確立、(7)豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実、という7点が挙げられた。また、より具体的な「教育内容に関する主な改善事項」としては、(1)言語活動の充実、(2)理数教育の充実、(3)伝統や文化に関する教育の充実、(4)道徳教育の充実、(5)体験活動の充実、(6)小学校段階における外国語活動、(7)社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項、という7点が挙げられた。

こうした方針は、「生きる力」を育成する理念は継承しつつも、30年ぶりに主要教科を中心に授業時間数と内容を増やした脱「ゆとり教育」の教育課程で、基礎基本の習得を重視している。小学校及び中学校では、小学校低学年で週2時間分（1年生で68時間、2年生で70時間）、それ以上の学年で週1時間分（年35時間）、年間総時数が増加した。基礎基本の重視と各教科での言語活動の

充実等に特徴が見られる。

道徳教育の教育課程編成における方針として、道徳の時間の役割を「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」とし、「要」という表現を用いて道徳の時間の道徳教育における中核的な役割や性格を明確にした。道徳教育の目標については、従来の目標に加えて、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」、「公共の精神を尊び」、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」を加えた。

小学校では、道徳教育推進上の配慮事項については、人間関係を深めること、家庭や地域社会との連携、豊かな体験活動の充実等について示しているが、そこに「児童が自己の生き方についての考えを深め」を加え、児童が健全な自信をもち豊かなかわりの中で自立心をはぐくみ、自律的に生きようとすることの大切さを示した。

中学校では、学校教育全体で道徳教育を進めるに当たっては、「道徳的価値に基づいた」と「職場体験活動」を新たに加え、中学校段階における道徳教育の特質として道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深めることを一層明確にした。特に社会において自立的に生きるために必要とされる力を育てる職場体験活動などの豊かな体験や道徳的实践を充実させ、道徳の時間と関連をもたせることによって生徒の内面に根ざした道徳性の育成に配慮することを示した。

内容項目については、4つの視点は従前通りで、小学校低学年16項目、中学年18項目、高学年22項目、中学校では24項目である。

5. 特別の教科道徳への展開

2013（平成25）年2月、教育再生実行会議の「いじめ問題等への対応について」において、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道徳の時間を教科化することが提言された。平成26年2月、中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問し、専門的な検討

を経て、道徳の時間を「特別の教科」（仮称）として位置付けることなどを提言する「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）が平成26年10月21日に文部科学大臣に提出された。

道徳にかかわる教育課程の改善方策は、次の通りである。

（1）道徳の時間に、教科にはない側面があることを踏まえて、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」（仮称）という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける。

（2）「特別の教科 道徳」（仮称）も、「道徳性」の育成が目標であることを踏まえ、学校の道徳教育の目標について現行の学習指導要領の規定を整理し、明確で理解しやすいものに改善する。

（3）道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する。学習指導要領に示す四つの視点（「1主として自分自身に関すること」、「2主として他の人との関わりに関すること」、「3主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4主として集団や社会との関わりに関すること」）の意義を明確にするとともに、その順序等を適切に見直す。情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。

（4）対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れる。家庭や地域との連携の強化を図り、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。

（5）「特別の教科 道徳」（仮称）の特性を踏まえ、中心となる教材として、検定教科書を導入する。教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材充実のための支援に努める。

（6）児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価し、数値などによる評価は不適切である。指導要録に「特別の教科 道徳」（仮称）の評価を文章で記述するための専用の記録欄を設けることや、道徳教育の成

果として行動に表れたものを適切に評価するため、「行動の記録」を改善し活用することなどにより、評価の改善を図る。

その他改善が求められる事項は、次の通りである。

（1）教員の指導力向上

（2）教員免許や大学の教員養成課程の改善

（3）幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

平成26年度から、全国の小・中学校で、「私たちの道徳」が教材として用いられるようになった。「私たちの道徳」は、「心のノート」を全面改訂した道徳教材である。

さて、2015（平成27）年3月に学校教育法施行規則を改正し、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の教育課程における「道徳」を「特別の教科である道徳」（「道徳科」とも表記される）と規定した。小学校及び特別支援学校小学部に関する改正規定は平成30年4月1日から、中学校及び特別支援学校中学部に関する規定は平成31年4月1日から施行される予定である。

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切に行われなければならない。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、次の点に特に留意しなければならない。

（1）人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす。

（2）豊かな心をもつ。

（3）伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図

る。

(4) 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める。

(5) 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する。

(6) 未来を拓く主体性のある日本人を育成する。
道徳教育を進めるに当たって配慮すべき事項は、次の通りである。

(1) 各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師である道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する。

(2) 各学校においては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図る。

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実する。

(4) 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

道徳科の目標は、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことにある。とりわけ道徳科の特徴は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値の理解に基盤を置き、いかに生きるかという人生における重要な問題についての考えを深め、自己の主体的な生き方を形成することにあると考えられる。

道徳科の内容については、児童生徒が人間として他者とよりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容が、短い平易な文章で表現されている。これらの内容項目は、児童生徒が道徳性を養うための手がかりとなるものとされている。道徳教育の目標を達成すべき内

容項目は、「A主として自分自身に関すること」「B主として人との関わりに関すること」「C主として集団や社会との関わりに関すること」「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」という4つの視点から、小学校では「第1学年及び第2学年」、「第3学年及び第4学年」、「第5学年及び第6学年」の各学年段階に分けて示されている。4つの視点は、相互に深い関連性を持っている。したがって、各学年段階において、4つの視点に含まれているすべての内容項目について適切に指導しなければならない。道徳科の内容項目は、小学校の「第1学年及び第2学年」が19項目、「第3学年及び第4学年」が20項目、「第5学年及び第6学年」が22項目、中学校は22項目にまとめられている。

道徳科の評価の具体的な在り方については、平成27年度に文部科学省において、「数値による評価ではなく、記述式であること」、「他の児童との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと」、「現在の指導要録の書式における「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの既存の欄も含めて、その在り方を総合的に見直すこと」などを前提に専門的に検討を行い、教師用指導資料の作成や指導要録の改正を行うこととしている。

むすび

わが国の戦後の道徳教育は、戦前の修身科を廃止し、新設された社会科を中心に、学校の教育活動全体を通じて行う「全面主義」として出発した。当初、道徳の教科の設置についての意見や要望が出てくると賛成、反対のさまざまな議論があり、とりわけ戦前の修身科の復活につながると警戒する人々により激しい反対運動が展開された。「道徳」の時間が特設された当初、授業をどのように展開するか戸惑いもあったが、次第に教師はさまざまな取り組みを試み、指導理論も研究され

ていく。

「道徳」の時間の特設から、60年ぶりに特別の教科として道徳科が設置されることになった。道徳科は、道徳的諸価値の理解を基礎とするが、道徳的諸価値を教え込むことに目的があるのではない。規範やマナーを、知識として児童生徒に教えることはできるが、それは道徳教育の一部であり、道徳教育の真髄は、「どう生きるか」という人間としての生き方を形成することにある。児童生徒に生き方を教え込むことはできない。なぜなら、児童生徒は多様な価値観の中から自ら選択し、自ら決断して人生を歩んでいかなければならないからである。その際、道徳科では、道徳的諸価値を手がかりにして、教師と児童生徒がどう生きるかについて自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深めていく。まさに教師も指導しながら児童生徒から学ぶ授業が展開される。道徳科では、評価などの課題もあるが、価値多元の民主主義を基盤として、教師と児童生徒がどう生きるかを考え抜く授業として、今後の実践が期待されている。

注

- 1) 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史——修身科から「道徳」へ』玉川大学出版部, 1984年, 155頁, 参照.
- 2) 同上書, 157頁, 参照.
- 3) 同上書, 158頁.
- 4) 同上書, 159頁, 参照.
- 5) 同上書, 159頁, 参照.
- 6) 同上書, 160-161頁, 参照.
- 7) 同上書, 163頁, 参照.
- 8) 同上書, 163頁, 参照.
- 9) 同上書, 163頁-164頁, 参照.
- 10) 同上書, 161頁, 参照.
- 11) 同上書, 166頁, 参照.
- 12) 同上書, 167-168頁, 参照.
- 13) 同上書, 168頁, 参照.
- 14) 同上書, 168-169頁, 参照.

- 15) 同上書, 170頁, 参照.
- 16) 同上書, 170頁, 参照.
- 17) 同上書, 178頁, 参照.
- 18) 同上書, 179-180頁, 参照.
- 19) 同上書, 181頁.
- 20) 同上書, 181頁.
- 21) 同上書, 181頁, 参照.
- 22) 林忠幸・堺正之編著『道徳教育の新しい展開——基礎理論をふまえて豊かな道徳授業の創造へ』東信堂, 2009年, 30頁, 参照.
- 23) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 181-182頁, 参照.
- 24) 同上書, 182-184頁, 参照.
- 25) 同上書, 186頁.
- 26) 同上書, 200頁.
- 27) 同上書, 200-202頁, 参照.
- 28) 梅根悟監修, 世界教育史研究会編『世界教育史体系39道徳教育史Ⅱ』講談社, 1977年, 283頁.
- 29) 同上書, 283頁.
- 30) 同上書, 286頁, 参照.
- 31) 同上書, 286頁.
- 32) 同上書, 287頁.
- 33) 同上書, 294頁.
- 34) 同上書, 305頁.
- 35) 同上書, 318頁.
- 36) 同上書, 321頁.
- 37) 同上書, 322頁.
- 38) 同上書, 328頁.
- 39) 同上書, 328頁.
- 40) 同上書, 328頁.
- 41) 同上書, 328頁.
- 42) 同上書, 328頁, 参照.
- 43) 同上書, 329頁.
- 44) 同上書, 331頁.
- 45) 前掲, 勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史』, 202頁, 参照.

参考文献

1. 富田義雄・神保博行・佐々木渡編著『増補道徳教育の研究』めいけい出版, 1978年.
2. 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる現代日本の教育』東京書籍, 1999年.
3. 唐澤富太郎『唐澤富太郎著作集第7巻 教科書の歴史——教科書と日本人の形成(下)』ぎょうせい, 1990年.
4. 貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター, 2001年.
5. 林泰成『新訂道徳教育論』放送大学教育振興会, 2009年.
6. 広岡義之編著『新しい道徳教育——理論と実践』ミネルヴァ書房, 2009年.
7. 文部科学省『小学校学習指導要領解説道徳編(平成20年8月)』東洋館出版社, 2008年.
8. 文部科学省『中学校学習指導要領解説道徳編(平成20年9月)』日本文教出版, 2008年.
9. 中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」(平成26年10月21日).
10. 中央教育審議会初等中等分科会教育課程部会「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問の概要(平成26年12月4日).
11. 文部科学省『小学校学習指導要領(平成27年3月)』.
12. 文部科学省『中学校学習指導要領(平成27年3月)』.
13. 文部科学省『小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編(平成27年7月)』.
14. 文部科学省『中学校学習指導要領解説特別の教科道徳編(平成27年7月)』.